6 さ 農 水 第 468 号 令 和 6 年 12 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

さぬき市長 大山茂樹

| 市町村名 (市町村コード) | さぬき市 | | |
|-------------------|---|----------|--|
| | (372064) | | |
| | 長尾地区 | | |
| 地域名 (地域内農業集落名) | (中津・葛野・大多和・譲波・大石・来栖・星越・紙漉・亀鶴・上名・下名上・陵・福家・池ノ内・将基・基山・切ノ川・三反地・是行谷・寿・下通・尾崎・清水・本村・坊丁・東町・西町・森貞・住吉・川北・安松・関ノ上・下筒井・上筒井・下辛立・上辛立・東塚原・西塚原・南塚原・川上・下屋・初音・公文明・川東・緑ヶ丘・白羽集落) | | |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | | 令和6年9月6日 | |
| | | (第1回) | |

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は基盤整備されていない農地が多いものの比較的平たんな農地が多い。しかし、パイプライン化が進んでおらず水の管理が課題である。また、山間部については狭小な農地が多く鳥獣被害も増えており遊休農地化が懸念されている。今後は地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者の確保及び育成、さらに地域外の担い手への集積も補完的役割を担ってもらうため推進していく。また地域の主要作物である米・麦・イチゴ・花木・園芸作物の栽培を中心に取組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| 区域内の農用地等面積 | 438.17 ha |
|--------------------------|-----------------|
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用 | 引地等面積 378.42 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) | 【任意記載事項】 ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地は、農業上の利用が行われることを基本とし、耕作条件の悪い農地については緩衝帯として耕起・草刈り等を実施し保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 |
|---|---|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| | 地域の担い手(認定農業者・認定新規就農者)へ優先的に集積し、補完的役割として地域外の担い手及び担い手以外の兼業農家や定年帰農者等で今後地域農業の発展に意欲のある者を中心に農地の集積・集約化を推進する。 |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| | 地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。 |
| | (3)基盤整備事業への取組方針 |
| | 地域での話合いによる合意形成の結果に基づき、農地の大区画化・パイプライン化・農道整備等の取組を推進する。 |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| | 認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織についてはこれまでどおり関係機関等も交えてヒアリングを行い、育成・支援をしていく。また、県において認定される多様な農業人材についても県と連携しながら支援していく。なお、新規就農者がいる場合は優先的に農地を斡旋する。 |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| | 農業機械銀行受託者会等を活用し、地域の農業生産の安定的増大を図る。 |
| | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) |
| | ☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等 |
| | □ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他 |
| | 【選択した上記の取組方針】 ①猟友会へ罠の設置依頼による駆除及び防止柵設置のための補助を行う。 ③ドローン等を活用し、省力化を図る。 |
| | |